

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	平成28年度 第2回北本市国民健康保険運営協議会		
開会及び 開会日時	平成28年11月17日(木) 午後1時35分から午後2時25分		
開催場所	北本市文化センター第4会議室		
議長氏名	会長 大熊 利之		
出席 委員(者) 氏 名	前野 善彦、馬場 義雄、田村 恵司、金田 栄三、福山 史江 若山 銀一郎、山田 憲次、鈴木 義信、佐藤 道子、関口 明、 岡田 泰子、大熊 利之、青木 理		
欠席 委員(者) 氏 名	今井 定好、川端 宏治		
説明者の 職員氏名	保険年金課長 中野 了一 保険年金課主幹 横森 正昭		
事務局 職員氏名	健康推進部長 古川 由夏 保険年金副課長 鈴木 直美 保険年金課主査 贅田 久美子	保険年金課長 中野 了一 保険年金課主幹 横森 正昭	
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状交付</li> <li>3 諮問</li> <li>4 挨拶</li> <li>5 議事録署名委員の選出</li> <li>6 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成28年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について</li> <li>(2) 北本市国民健康保険税条例の一部改正について</li> </ol> </li> <li>7 その他</li> <li>8 閉会</li> </ol>		
配 付 資 料	<p>会議次第 資料1 平成28年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)の概要について</p> <p>資料2-1 北本市国民健康保険税条例の一部改正について</p> <p>資料2-2 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表</p> <p>参考資料 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて</p>		

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>1 開 会 本日の会議は、委員15名中、出席者13名、欠席者2名です。北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件の過半数を超える委員のご出席をいただいておりますので本会議は成立していることをご報告申し上げます。</p>
事 務 局	<p>2 委嘱状交付 委員の変更がございますので、委嘱状の交付を行います。4号委員の小室隆さんですが、職場の人事異動に伴い退任の運びとなりまして、後任に全国健康保険協会埼玉支部の推薦により、青木理さんを委嘱いたしますので、委嘱状を交付します。</p> <p style="margin-left: 2em;">委嘱状交付 古川健康推進部長 青木委員自己紹介 (一略一)</p>
	<p>3 諮問 古川健康推進部長</p>
	<p>4 あいさつ 会 長 大熊 利之 氏 (一略一)</p>
	<p>5 議事録署名委員の選出 署名委員 前野 善彦 氏 馬場 義雄 氏</p>
事 務 局	<p>6 議 事 では、北本市国民健康保険に関する規則第4条の規定により、議長を大熊会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。 始めに、(1)平成28年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)について事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p style="text-align: center;">—資料1を示して説明— (一略一)</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願いします。</p>
委 員	<p>補正の増額について、もともとの予算が少なく見積もられていたということですか。</p>
事 務 局	<p>結果的には見積もりが甘かったということになります。 医療費で見ますと、27年度は26年度と比較して入院の件数が増え、それに伴い医療費が増えてきておりました。しかし、年度の途中であり、うまく予測ができなかったため不足が見込まれる予算となり、補正増の必</p>

## 会 議 記 録 ( 2 )

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>要が生じてしまいました。</p>
委 員	<p>補正増ということですが、被保険者数やその年齢構成など他の要因はありますか。</p>
事 務 局	<p>被保険者数は減少傾向にある一方で保険給付費は増加の傾向にあります。この原因について北本市独自で詳細な分析をすることは、困難でありますので分析はしておりませんが、一般的に高齢者の割合が多くなっていることが要因であると言えますので、北本市においても同様の理由と言えらると思います。被保険者における前期高齢者の割合が、半分弱位を占めており、被保険者数が減少傾向にありながらも保険給付費は増加傾向にあるという状況に至っているということが言えるかと思えます。</p>
委 員	<p>高額療養費は増加傾向にあるのか教えていただきたい。</p>
事 務 局	<p>26年度と27年度を比較しますと、2,144万円、0.4%増となっております。先ほど申し上げました入院費の増加に伴い、高額療養費につきましても増加傾向にあります。</p>
委 員	<p>入院費が増加した理由はわかりますか。</p>
事 務 局	<p>今、手元に資料を持ち合わせていないため詳細は申し上げられません。</p>
委 員	<p>一般会計から繰り入れていますが、決算剰余金が生じた場合は一般会計に繰り戻すのですか。</p>
事 務 局	<p>3月末時点で27年度の支払額が確定できないため、一般会計から不足分ちょうどを繰り入れるということは困難であります。しかし、一般会計へ戻すという考え方から言いますと、翌年度の一般会計からの繰入金を少なくして年度を超えて調整をするということはできるのですが、年度内での調整は難しいというところでございます。</p> <p>繰越金という観点から申し上げますと、27年度の繰越金は5億、26年度の繰越金は4億で、単年度で見ますと1億円のプラスであったという状況でございました。</p> <p>基本的には保険税と国、県からの支出金、補助金で国保を運営していくというのが基本にはなってきますので、法定外の繰入金につきましては多額にならないようにというのが基本として申し上げます。</p> <p>また、今後保険者が県と北本市という形になっていきますと、なおさら決算補填のための繰入金というのは減少は当然、できればなくしていきなさいということになりますので、今後のことを考えますと減少させていかなければならないということが言えると思います。</p>
議 長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>(2) 北本市国民健康保険税条例の一部改正について事務局より説明願います。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	—資料2-1、2-2、参考資料を示して説明— (一略一)
議 長	ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願いします。
委 員	公平性を保つということについて具体的に教えていただきたい。
事 務 局	<p>低所得者層につきましては保険税の軽減をしておりますので、一定の所得以下の方につきましては保険税の軽減が図られております。中間層につきましては、課税限度額が規定されていますのでこの限度額を上げることによって中間層の負担を減らしていくという考え方ができるということになります。</p> <p>課税限度額を上げ、中間層の税率を下げていく、そして税の総額は変わらないようにするというので、そこまでやりますと、公平性の確保ということが言える状況になるのですが、今回これに併せて税率の改正を同時にはやりませんので、すぐに中間層の負担軽減ということは言えません。しかし、このような考え方につきましては地方税法施行令においてもあげられている部分でありますので、そのようなことから公平性の確保ということが申し上げられることかと思えます。</p>
委 員	具体的に金額等わかれば教えていただきたい。
事 務 局	モデルケースとして、参考までに申し上げますと、夫婦2人、妻所得なし、固定資産なしの場合では、給与収入で1,027万969円から、夫婦2人、妻所得なし、固定資産税20万円の場合では、給与収入で919万2,833円から限度額引き上げの影響を受け、納付税額が増えるということになります。
委 員	県が国保の運営を行なう場合、課税限度額は、国基準を使うのですか、また市町村ごとで差がつくようになるのですか。
事 務 局	<p>今現在は、どのようになるかは申し上げられませんが、県が財政運営の主体となる制度改革以前の話で、施行令で決められているものですので本来であればその金額まで上げなければならないということが大前提です。</p> <p>平成30年度からは県が財政管理をしますので、法定限度額まで引き上げるように求められることになると思います。</p> <p>今後は県が毎年、各市町村の標準税額、税率を示していくということになります。その基準となるものも法定限度額を見ていくこととなると思いますので、そのような状況を踏まえまして、今回2段階引き上げるところでございます。</p>
委 員	国基準より2年遅れている、平成30年度には県に移行するというので、時期も迫っている。一般会計からは国保にかなりの金額が繰入されているという状況は国保以外の被用者保険の方の不公平感もありますので限度額を引き上げ、国基準に近づけたほうがよいと思います。

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	他に質問はございませんか。 ないようですので、議事については以上です。議題について、原案のとおり異議のない旨答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
委 員	「はい」と言う声あり。
議 長	では、異議のない旨答申します。これにて審議を終了し、議長の職を解かせていただきます。
事 務 局	7 その他 任期について説明
事 務 局	8 閉 会
事 務 局	閉会のあいさつを副会長からお願いいたします。
副 会 長	以上をもちまして、平成28年度第2回北本市国民健康保険運営協議会を終了いたします。

議事の概要を記載し、その相違なきを証するためにここに署名する。

平成29年2月9日

会 長 大熊 利之  
 署名委員 前野 善彦  
 署名委員 馬場 義雄